

第 51 回衆議院議員総選挙等に伴う在外投票の実施について（予定）

令和 8 年 1 月 23 日

第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査に伴う在外投票が以下のとおり実施されます。在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館等投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」のうちいずれかを選択して投票してください。

1 選挙の日程（予定）

- ・ 公示日 : 令和 8 年 1 月 27 日（火）
- ・ 在外公館等投票開始日 : 令和 8 年 1 月 28 日（水）
- ・ 日本国内の投票日 : 令和 8 年 2 月 8 日（日）

2 各投票方法について

在外公館等投票

投票期間 : 令和 8 年 1 月 28 日（水）から 1 月 31 日（土）まで（予定）

投票時間 : 09:30～17:00

投票場所 : 在ギリシャ日本国大使館 多目的ホール

Embassy of Japan, 46 Ethnikis Antistasseos St., Halandri 152 31

投票に必要なもの : (1) 在外選挙人証 (2) パスポート等の写真付き身分証明書

* 在外公館等投票を実施している公館であれば、お住まいの国でなくても投票できます。

実施公館の投票期間・時間については、[外務省ホームページ](#)をご確認ください。

郵便等投票

郵便等投票をされる方は、登録先の市区町村選挙管理委員会委員長に対して投票用紙等を請求の上、投票してください。具体的な手続、日程等の詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票の手続には一定の時間がかかりますので御注意ください。なお、郵便等投票のための投票用紙等の交付を受けた後でも、在外選挙人証を提示し、交付済みの投票用紙等を返還することにより、在外公館等投票に変更することができます。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後 3 か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳細については、[外務省ホームページ](#)を参照いただくとともに、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

3 在外選挙人登録について

在外投票を行うには、事前に在外選挙人登録を行い、在外選挙人証を受領いただく必要があります。詳細については、[外務省ホームページ](#)を御参照ください。現在申請中の方、及び、今後

申請される方については可能な限り速やかに対応するようにいたしますが、登録に必要な時間は個別の申請により異なりますので、必要な方については、お気軽に申請された在外公館まで御相談ください。なお、衆議院選挙の期日の公示日から選挙の期日（投票日）までの期間においては、市区町村の選挙管理委員会における在外選挙人登録は行わないこととなっておりますのでご注意ください。また、万が一、在外選挙人登録を申請してから2か月以上、申請された在外公館から連絡が無い場合は、お手数ですが、申請された在外公館までご連絡いただけますよう、お願いいたします。

4 選挙公報・候補者情報

- ・ 公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載されます。
- ・ 候補者情報については、[総務省ホームページ](#)から確認してください。